

第18期 第20回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和7年3月25日(火) 午後1時33分～午後2時00分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第3会議室

3. 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理:

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 4番 比嘉 強 委員 5番 金城 朝之 委員

6番 上里 さゆり 委員 7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (1 名)

2番 上原 啓一 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 瀬長 輝男 委員 ・ 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

5番 金城 朝之 委員 ・ 6番 上里 さゆり 委員

8. 付議すべき案件

報告第 109 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 110 号 現況証明願について

報告第 111 号 確認願について

報告第 112 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 113 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第 114 号 農地法許可の取消し願について

議案第 65 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 66 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

9. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 18 期豊見城市農業委員会第 20 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 33 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立します。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 5 番委員の金城朝之委員と第 6 番委員の上里さゆり委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事を指名します。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 109 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 109 号「転用後の利用状況報告について」、4 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 109 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 110 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 110 号「現況証明願について」、2 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 110 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 111 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 111 号「確認願につい

て」、1 件ございました。内容を確認のうえ、確認書を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 111 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 112 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 112 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 112 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 113 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 12 ページをお開きください。報告第 113 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 報告第 113 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
次に、報告第 114 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 11 ページから 12 ページをお開きください。
報告第 114 号「農地法許可の取消し願いについて」は、1 件ございました。
内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 114 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
これより議案審議に入ります。議案第 65 号について審議します。
「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進

事務局

委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いします。

それでは議案第 65 号について説明いたします。

議案書の 13 ページから 25 ページとなります。

では、議案書の 14、15 ページをお開き下さい。

議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、5 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 17 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字伊良波 565 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 19 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字饒波 676-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

字饒波 676-1 内にハウスが建てられておりますが、こちらは処分制限がないハウスとなります。譲渡人に確認したところ「両親が建てた」との話がありました。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 21 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字瀬長 24-5、24-6 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

字瀬長 24-5、24-6 内にハウスが建てられておりますが、こちらは処分制限がないハウスとなります。譲渡人に確認したところ「補助事業で建てたハウスだが、期間は満了しており、減価償却も終わっている」との話がありました。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 23 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字伊良波 564 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 5 番につきまして、議案書の 25 ページをお開き下さい。

申請のありました、豊見城市字保栄茂 1123-3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、瀬長輝男委員 から報告をお願いします。

瀬長推進委員

それでは、令和 7 年 3 月 11 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番から 5 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の

事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

議案第 65 号について、1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

5 番委員

休憩お願い致します。

議長

休憩します。

休憩 午後 1 時 43 分

再開 午後 1 時 45 分

議長

再開します。

他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については、許可することに決定しました。

次に議案第 66 号について審議します。

議案第 66 号については、農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員の報告もお願いしたいと思います。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 27 ページをお開きください。議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、7 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 28 ページから 31 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 296-5。転用目的は資材置き場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 32 ページから 35 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字伊良波 421-1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 3 から 6 番についてはトヨタレンタリース沖縄の同一事業になっており、36 ページが事業の全体配置図となっております。申請地をレンタカーの駐車場として利用する計画となっております。今回こちらを申請した経緯は、現在、那覇で土地を借りて事業を行っているが、今回契約が更新できなくなったため、代替地を必要とするためとの事です。

整理番号 3 番につきまして 37 ページから 40 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 212-10 と -15。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 4 番につきまして 41 ページから 44 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 214-25 と -26、-27、-28。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 5 番につきまして 45 ページから 48 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 221-2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 6 番につきまして 49 ページから 52 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字与根 224-7 と -9、-10。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 7 番につきまして 54 ページから 57 ページになっております。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 192-1。転用目的は貸駐車場。申請地は 2011 年ごろから、譲渡人の父が譲受人の経営しているアパートの住人へ貸駐車場として貸していたとの事で砂利敷きの駐車場となっております。始末書を受領しております。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

5 番委員

現地の調査結果については金城朝之委員から報告をお願いします。

それでは、令和 7 年 3 月 17 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番、2 番、4 番、5 番、6 番について、現場は耕作されておらず、草木が繁茂している所もあり、遊休状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号 3 番について、一部耕作されており、残りは適正に管理されておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号 7 番について、事務局の説明の通り、すでに砂利敷きとなっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

説明は以上です。

議長

事務局及び農業委員の説明が終わりました。

議案第 66 号について審議します。はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 1 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。

質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので整理番号 2 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番から 6 番については、同時申請となっているため、まとめ

	て審議します。整理番号 3 番から 6 番について委員の質疑を許します。 質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。
8 番委員	休憩お願い致します。
議長	休憩します。 休憩 午後 1 時 54 分 再開 午後 1 時 58 分
議長	再開します。 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 整理番号 3 番から 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことです。整理番号 3 番から 6 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 次に、整理番号 7 番について、委員の質疑を許します。
8 番委員	(8 番委員挙手)
議長	はい、金城委員。
8 番委員	55 ページの図面について、申請地が 192-1、隣接地の 192-2 は道路用地として、分筆して買われているんですね。
事務局	はい。豊見城市の所有地となっています。
8 番委員	接道義務を果たしているということよろしいですか。
事務局	はい。
議長	他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから「許可相当」として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、当整理番号 7 番については、「許可相当」として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 7 年 3 月 25 日 (火)

午後 2 時 00 分終了

議事録署名委員

議長

頼長 澄子

5 番委員

金城 朝之

6 番委員

上里 さゆり